

沖縄県庁舎等管理規則（昭和 47 年5月 15 日規則第4号）

最終改正:平成 28 年3月 31 日規則第 43 号

改正内容:平成 28 年3月 31 日規則第 43 号 [令和3年1月1日]

（目的）

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、県庁舎等の管理に関し必要な事項を定め、もってその保全及び秩序の維持を図り、公務の円滑な遂行を期することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁舎等 沖縄県公有財産台帳に登録されている本庁舎及びその附属施設並びに敷地をいう。
- (2) 出先機関庁舎等 沖縄県行政組織規則(昭和 49 年沖縄県規則第 18 号)第5条に規定する出先機関(本庁舎及び合同庁舎内に設置されている出先機関を除く。以下「出先機関」という。)の庁舎及びその附属施設並びに敷地をいう。
- (3) 合同庁舎等 2以上の出先機関が設置されている庁舎(以下「合同庁舎」という。)及びその附属施設並びに敷地をいう。
- (4) 県議会庁舎等 県議会の庁舎及びその附属施設並びに敷地をいう。
- (5) 県庁舎 本庁舎、出先機関の庁舎、合同庁舎及び県議会の庁舎をいう。
- (6) 県庁舎等 本庁舎等、出先機関庁舎等、合同庁舎等及び県議会庁舎等をいう。

（庁舎管理責任者）

第3条 県庁舎等を管理させるため、庁舎管理責任者を置く。

2 庁舎管理責任者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

区分		庁舎管理責任者
本庁舎等		総務部長
県議会庁舎等		議会事務局長
出先機関庁舎等		当該出先機関の長
合同庁舎等	北部	名護県税事務所長
	北部福祉事務所及び北部保健所の用に供するもの	北部保健所長
	中部(中部福祉事務所及び中部保健所の用に供する部分を除く。)	コザ県税事務所長
	中部(中部福祉事務所及び中部保健所の用に供する部分に限る。)	中部保健所長
	南部	那覇県税事務所長
	南部福祉事務所及び南部保健所の用に供するもの	南部保健所長
	宮古	宮古事務所長
	宮古福祉事務所及び宮古保健所の用に供するもの	宮古保健所長
	八重山	八重山事務所長
	三重城(男女共同参画センターの用に供する部分を除く。)	自治研修所長

3 庁舎管理責任者は、必要があると認めるときは、職員のうちから、その職務を代理する者を指定することができる。

(室内管理者)

第4条 本庁舎及び合同庁舎にある事務室、会議室、倉庫等(以下本条において「事務室等」という。)を管理させるため、室内管理者を置き、本庁舎にあっては当該事務室等を使用している課等の長を、合同庁舎にあっては当該事務室等を使用している出先機関の長をもってこれに充てる。

(職員の協力義務)

第5条 職員は、この規則の規定に基づいて庁舎管理責任者(第3条第3項の規定によりその職務を代理する者として指定された者を含む。以下同じ。)又は室内管理者が県庁舎等の管理に関し必要な指示をしたときは、その指示を誠実に守り県庁舎等の保全及び秩序の維持に積極的に協力しなければならない。

(門扉の開閉)

第6条 県庁舎等の出入口の門扉は、毎日、職員の勤務の開始時刻の1時間前までに開き、職員の勤務の終了時刻の1時間後に閉じるものとする。

2 休日(日曜日、土曜日及び沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)第7条第2項及び第3項に規定する日をいう。以下同じ。)における県庁舎等の出入口の門扉は、閉じるものとする。

3 庁舎管理責任者は、必要があるときは、前2項の規定にかかわらず、適宜門扉を開閉することができる。

(閉扉時間中等の出入り)

第7条 閉扉時間中又は休日に県庁舎等に出入りをしようとする者は、所要事項を庁舎管理責任者又は守衛等(守衛を置く県庁舎にあっては守衛を、守衛を置かない県庁舎で宿直及び日直を置くものにあっては宿日直員を、守衛及び宿日直員を置かない県庁舎にあっては庁舎管理責任者の指定する職員をいう。以下同じ。)に申し出て、その承認を受けなければならない。

(かぎの保管)

第8条 県庁舎等及び県庁舎の各室(以下「各室等」という。)の出入口のかぎ(以下「かぎ」という。)は、庁舎管理責任者又は守衛等が保管するものとする。

2 かぎは、職員が登庁の際守衛等から受け取り、退庁の際火気、消灯等を点検後完全に施錠し、守衛等に渡さなければならない。

3 守衛等は、前項の規定によりかぎの受渡しをするときは、かぎ受渡簿(第1号様式)に所定の事項を記入しなければならない。

第9条 削除

(火気を伴う器具の使用の承認)

第10条 各課室等において、ストーブ、電熱器、電気器具その他火気を伴う器具を使用しようとするときは、当該各課室等の室内管理者(出先機関庁舎等及び県議会庁舎等にあっては、火気取締責任者(沖縄県庁舎等防火管理規程(昭和57年沖縄県訓令第17号)第6条に規定する火気取締責任者をいう。))は、あらかじめ、庁舎管理責任者の承認を受けなければならない。この場合において、庁舎管理責任者は、防火管理者(消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に規定する防火管理者をいう。)の意見を聴かななければならない。

(会議室等の使用)

第11条 会議室、講堂、県民ホール等を使用しようとする者は、庁舎管理責任者又は室内管理者の承認を受けなければならない。

(駐車場所の指定等)

第12条 庁舎管理責任者は、県庁舎等内における自動車その他の車両(以下「車両」という。)の駐車場所を指定することができる。

- 2 庁舎管理責任者は、県庁舎等の管理のために、必要があると認めるときは、県庁舎等内において、車両の一方通行、速度制限、通行制限、駐車禁止その他必要な措置をすることができる。

(集団立入りの届出等)

第 13 条 陳情、請願、参観等のため集団で県庁舎等内に立ち入ろうとする者は、代表者1人を定め、あらかじめ、その人数、目的、所要時間その他の所要事項を庁舎管理責任者に届け出なければならない。

- 2 庁舎管理責任者は、前項の規定による届出を受けたときは、県庁舎等内における正常な執務の確保、秩序の維持、災害の防止その他県庁舎等の管理上必要があると認めるときは、立ち入ることのできる人数、時間、場所等を制限し、立入りを禁止し、その他必要な指示をすることができる。

(禁止行為)

第 14 条 県庁舎等内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 正当な理由がなく爆発性、自然発火性又は引火性の物、劇毒物、銃砲刀剣類、凶器その他危険又は有害と認められる物(以下「危険物等」という。)を持ち込むこと。
- (2) 危険物等を危険防止の措置を講ずることなく取り扱い、又は所定の場所以外の場所に置くこと。
- (3) 爆発又は引火のおそれのある物の近くで火気を取り扱うこと。
- (4) 本庁舎内その他喫煙の設備のない場所で喫煙すること。
- (5) 県庁舎等又は県庁舎等内の物を傷つけること。
- (6) ごみ、汚物等を指定の場所以外の場所に捨てること。
- (7) 面会を強要し、又は閉扉後長居すること。
- (8) 正常な執務を妨げ、若しくは妨げるおそれのある行為又は座り込み、立ちふさがり、ねり歩きその他通行を妨げ、若しくは妨げるおそれのある行為をすること。
- (9) 示威、宣伝、陳情、請願等のため、のぼり、プラカード又はこれらに類する物を持ち込むこと。
- (10) 放歌高唱その他騒^{じょう}擾^{じょう}又は示威にわたる行為をすること。
- (11) 第 12 条第1項の規定により指定された場所以外の場所に車両を置くこと。
- (12) その他県庁舎等内における秩序を乱し、若しくは安全をおびやかす行為又はそのおそれのある行為をすること。

(許可を必要とする行為)

第 15 条 県庁舎等内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、行為許可申請書(第2号様式)を庁舎管理責任者に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、寄付の募集その他これらに類する行為をすること。
- (2) 職務に関係のない文書、図画その他の印刷物を配付し、又は散布すること。
- (3) はり紙、はり札、掲示板、立て札、立て看板、懸垂幕その他これらに類する物を掲げること。
- (4) 講演その他の集会を行うこと。
- (5) 作業又は工事をすること。
- (6) テント、くいその他これらに類する物を設置すること。

- 2 庁舎管理責任者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、同項の許可をするものとする。この場合において、庁舎管理責任者は、同項の許可に必要な条件を付することができる。

- 3 庁舎管理責任者は、第1項の許可をしたときは、当該申請者に許可証を交付する。

- 4 庁舎管理責任者は、第1項の許可の申請が同項第1号から第3号までに掲げる行為に係る許可の申請である場合には、見本又はひな型を提出させることができる。

(退去命令等)

第 16 条 庁舎管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を中止し、若しくは県庁舎等内から退去することを命じ、又は当該違反に係る物件の撤去を命ずることがある。

- (1) 第7条の承認を受けずに県庁舎に入った者
- (2) 第 13 条第1項の規定による届出をしないで県庁舎等内に立入った者又は同条第2項の規定による制限、禁止若しくは指示に従わなかった者
- (3) 第 14 条の規定に違反した者
- (4) 前条第1項の許可を受けずに同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項後段の条件に違反した者

2 庁舎管理責任者は前項の規定により当該違反に係る物件の撤去を命じた場合において、その所有者若しくは所持者が同項の命令に従わないとき、これらの者若しくはその所在が判明しない等のために同項の命令をすることができなとき、又は緊急の必要があると認めるときは、これを撤去し、又は搬出することがある。

(警察関係庁舎の特例)

第 17 条 警察の用に供する庁舎及びその用地内における使用の規制、秩序の維持及び災害等の防止に関する事項は、沖縄県警察本部長に委任する。

(雑則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、県庁舎等の管理について必要な事項は、別に定める。